

## 34 同性愛者に対する公共施設宿泊拒否——東京都青年の家事件

東京高裁平成九年九月一六日判決  
(平成六年(乙)第一五八〇号損害賠償請求控訴事件)  
(判タ九ハ六号二〇六頁、判自一七五号六四頁)

東京高裁平成九年九月一六日判決  
(平成六年(乙)第一五八〇号損害賠償請求控訴事件)  
(判タ九ハ六号二〇六頁、判自一七五号六四頁)

### 〈事実の概要〉

団体Xに所属する一八名が、東京都が設置・管理する府中青年の家に宿泊した。XのうちAとBは恒例のリーダー会に出席し、Xが「同性愛者の団体であり、同性愛者の人権を考えるための活動をしている」とことを説明した。同席の同泊三団体の代表から質問等はなかった。ところが、Xのメンバー二名が入浴中に少年サッカークラブの小学生数名に浴室を覗かれて笑われ、朝食時には「ホモ」「オカマ」と言われたほか、青年キリスト教団体のメンバーからも同様のことを言わされた。臨時のリーダー会において、既に帰った少年サッカークラブ以外の二団体は右言動があつたことを否定し、また青年キリスト教団体のリーダーは旧約聖書の一節を引用して同性愛は許されないことを力説した。Bらはこれら二団体の発言に賛同せず、同席した都職員である係長の態度にも強い不満を抱いた。Xの会員Cは新たな宿泊予約を行い、家側も宿泊室・研修室を用意した。同家の所長はXとの話合いの席を設けたが、他団体との不要な摩擦の危険性等を理由に本件使用申込みを受理しなかつた。そ

こでXは都教育委員会宛に、本件使用申込みの承認などを求める請願書と要求書を提出した。同委員会は審議の結果、Xの使用を承認しない旨の決定をするとともに、本件使用申込みについても、都青年の家条例八条の一号「秩序をみだすおそれがあると認めたとき」、二号「管理上支障があると認めたとき」に当たるとしてこれを承認しなかった(都教育長は、青年の家ではない場合でも男女同室は認めおらず、同様に複数の同性愛者が同室に宿泊することも認められない旨のコメントを出した)。

このためXは、同委員会の不承認処分は違法であるとして、代替宿泊施設の宿泊費・食費等との差額、非財産的損害額の請求などを、またAら三名は、都職員の発言により精神的苦痛を受けたとして慰謝料の請求などを求めて訴え出た。

一 中立的法規の差別的效果  
合理的な法規を平等適用することが、特定の人々に不平等的な効果を生むことがある(君塚正臣「何が『性』『差別』か?」文明七七号三九頁(一九九七年)など参照)。だが一般的には、それだけをもつて平等権侵害とは言えない。本件条例の、青年の家の男女別室宿泊の原則には一定の合理性がある。判決は相部屋で性的行為が行われる可能性はそもそも低いと認定しているが、これをもつて条例自体を違憲無効とは言えないと思われる。だが差別の効果が特定の人種や性別等に集中的に生じるとき、平等権違反の問題とならないかは、今後論点となり得よう。

め、都は敗訴部分につき控訴した。  
〈判旨〉

原判決を一部変更(一審が認めた非財産的損害賠償請求については、「余分な労力を余儀なくされたことによる労苦、迷惑といった非財産的損害(無形の損害)は、社会観念上金銭をもつて賠償させることが必要な程のものとは認められない」として、財産的損害賠償請求等のみ認容)。

### 〈解説〉

原則を考慮することは相当であるとしても、右は、異性愛者を前提とする社会的慣習であり、同性愛者の特殊性、すなわち右原則をそのまま適用した場合の重大な不利益に十分配慮すべきであるのに、一般的に性的行為に及ぶ可能性があることのみを重視して、同性愛者の宿泊利用を一切拒否したものであつて、その際には、一定の条件を付するなどして、より制限的でない方法により、同性愛者の利用権との調整を図ろうと検討した形跡も窺えるのである。したがつて、都教育委員会の本件不承認処分は、青年の家が青少年の教育施設であることを考慮しても、同性愛者の利用権を不当に制限し、結果的に実質的に不当な差別的取扱いを判断する際に、その裁量権の範囲を逸脱したものであつて、地方自治法二四四条二項、都青年の家条例八条の解釈適用を誤った違法なものというべきである。

事例ではない。条例の文言どおりの適用ではなく、目的的解釈を行つて同性愛者の同泊を認めなかつた例だからである。そこには都側の同性愛者に対する差別的事例がなかつたと言えるか、疑わしい。

**二 憲法一四条列举事由と同性愛者**  
本件が地方公共団体による同性愛者差別だとすれば、それに対して憲法はどう考へているのだろうか。日本国憲法一四条違反について、従来の通説は「一切の差別事例をいわゆる「合理性」の基準で判断してきたが（宮沢俊義・憲法II〔新版〕二六八頁以下〔一九七一年〕など）。ただし宮沢も「人種」以下を「不合理な差別」の節で紹介している）近時のほとんどの学説は、「一四条一項列举事由による差別については審査基準を高めることと立証責任転換を提倡している（熊田道彦・本書I 31事件解説参照）。論点は、列举事由に原則として厳格審査を及ぼす（戸松秀典・平等原則と司法審査三二五頁〔一九九〇年〕、佐藤幸治・憲法〔第三版〕四七七頁〔一九九五年〕、君塚正臣・性差別司法審査基準論一一九頁以下〔一九九六年〕など）か、それを原則としつつ「性別」だけは中間的審査（厳格な合理性の基準）の対象とする（阪本昌成・憲法理論II二七三頁以下〔一九九三年〕）か、「性別」のほか「社会的身分」にも中間審査が妥当すると考へる（芦部信喜・憲法学III 30頁〔一九九八年〕）かに移つていてと言えよう（積極的差別は正につき基準を緩める説あり。また最高裁は從来の通説のまま）。

では「同性愛者」は憲法一四条一項列举事由に該当するだろうか。ここで最も論点となるのはそれが「社会的身分」と言えるかであろうと思われる（このほか直系卑属は本書I 30事件〔赤坂正浩〕、非嫡出子は前出・本書I 31事件、夫婦老齢者は本書II 138事件〔久保田穂〕、障害者は本書II 139事件〔戸松秀典〕参照）。

「社会的身分」を広義に「人が社会生활において占める」「ある程度の継続性を有する地位」（佐藤功・日本国憲法概説〔全訂第五版〕一八〇頁〔一九九六年〕）とする説や、「人が社会において一時的ではなく占めている地位で、自分の力ではそれから脱却できず、それについて事実上ある種の社会的評価が伴つていてもの」（覚道豊治・憲法〔改訂版〕一二三六頁〔一九七三年〕）。芦部・前掲書四九頁もほぼ同旨）とする中間説もあるが、もし列举事由に厳格度の高い審査基準を「人種」などと並んで用いるべきだとすれば、狭義に「出生によって決定される社会的な地位または身分」（宮沢・前掲書八四頁）などとすべきである。

より一貫して先天的・生來のもの、あるいは本人の努力や能力とは無縁のものと解することに傾斜せざるを得ないからである。

同性愛者については、これまでの研究から、選択的な性的趣向の問題ではなく、より生来的な問題であるということが判明してきた。少数者であり偏見にも晒されている。だとすればこれを「社会的身分」と解し、この種の差別事例には厳格審査を及ぼすことも考えられよう。本件の場合、仮に青年の家における性的行為の防止がやむにやまれぬ（中間審査では、重要な）立法目的だつたとしても、宿泊拒否が必要最小限の（中間審査では、当該目的と実質的関連性のある手段であるとはまず言い難い。規則の目的を説明し、その遵守を誓約させること、違反が立証されれば罰則や違約金を科し、当事者の以後の利用を断るなど）で十分だと考えられるからである。判決が「より制限的でない方法」を求めたことには、行政当局に一般国民以上の「肌理の細かい配慮」等を求めた点などとともに、このような学説の流れに配慮した形跡が窺える。

ただし、特定の主張を外部に表現することを目的としていない本件のような宿泊は憲法二一条の保護範囲には入らないとも考えられ、むしろ一三条の幸福追求権の一部としての人的交流の自由やプライバシー権、旅行の自由（二二条からも生じるか）の問題として論じられるべきなのかもしれない。

### 参考文献

- 本件評析には清野幾久子・判例セレクト'97（法教二二〇号別冊付録）四頁が、一審の評析に棟居快行・判自一六〇号一一〇頁がある。  
ほか、本文中引用以外では、米沢広一「平等原則」阿部照哉・松井幸夫編・HAND BOOK 憲法七〇頁〔一九九〇年〕、上村貞美「人権としての性的自由をめぐる諸問題〔二〕〔四〕」香川法学一〇巻一号一頁〔一九九〇年〕、一二巻一號一頁〔一九九一年〕、一三号一卷一頁〔一九九三年〕、内野正幸・人権のオモテとウラ一五一頁〔一九九二年〕、井上輝子ほか編・日本のフェミニズム6—セクシーリティ八三頁以下〔一九九五年〕、同別冊一男性学二三七頁以下〔一九九五年〕、赤坂正浩ほか・基木紹介中止要請程度が、Xの権利制限の限度であろう。この点で、集会反対者による混乱を理由に会館の使用を不許可とした市の決定を違法とした、上尾市福祉会館事件最判〔最判平成八・三・「五民集五〇巻三号五四九頁〕は、集会参加者自身の危険を認定した事例（本書I 86事件〔川岸大島俊之「性同性障害の法律問題」神戸学院法学二九巻一号七三頁〔一九九九年〕などがある。

君塚正臣

助教授  
関西大学